

○取消処分者講習実施要領（例規通達）

平成10年 9月29日

山口交免第1072号

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者講習（同法第108条の4第1項の指定講習機関が行うものを除く。以下「講習」という。）の実施について、自動車等運転者の取消処分者講習の取扱いに関する訓令（平成2年山口県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 講習対象者

(1) 講習対象者は、道路交通法第96号の3第1項に規定する取消処分者等及び同条第2項に規定する準取消処分者等とする。

(2) (1)に規定する講習対象者のうち、訓令第2条に規定する飲酒取消講習の講習対象者は、次に掲げる者とする。

ア 運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者

イ 無免許で飲酒運転の法令違反がある者

(3) 次に掲げる者は、講習を受ける必要がない。

ア 拒否該当者が拒否を受けなかった場合で、拒否期間経過後に運転免許試験を受ける者

イ 初心運転者期間制度による取消処分を受けた者

3 講習責任者の指定

講習責任者は、交通部運転免許課長（以下「主管課長」という。）が訓令第2条に規定する講習指導員の中から指定する。

4 講習実施日の指定

講習実施日の指定は、講習対象者からの講習希望日の連絡により、取消処分者講習受理票（別記第1号様式）を作成して行う。ただし、山口県以外の都道府県に居住する講習対象者からの連絡は、受け付けないものとする。

5 講習の実施場所

講習は、山口県総合交通センターの施設、コース及び道路において行う。

6 講習の日程

講習の日程は、次表のとおりとする。

【6の表のとおり】

7 講習申出の受理

- (1) 講習対象者から山口県道路交通規則（昭和47年山口県公安委員会規則第3号）第23条第2号に規定する取消処分者講習申出書（以下「申出書」という。）が提出された場合は、通知書及び講習対象者が仮運転免許証の交付を受けている者にあつては当該仮運転免許証の提出を求め、本人であること及び山口県収入証紙が所定の欄に貼り付けられていることを確認する。
- (2) 講習の開始時間に遅れた者からの講習の申出は、その理由を聴取し、正当な理由が認められない場合には申出書を受け付けないものとする。
- (3) 申出書の受理番号は、暦年ごとの一連番号とする。
- (4) 申出書にはり付けられている山口県収入証紙の消印は、申出書を受理した初日とする。
- (5) 申出書を受理した後に何らかの理由で講習を中止した者については、講習の開始前にあつては申出書を返還し、講習を開始した後にあつては受講した講習科目を有効なものとして取り扱い、本人の希望による新たな講習日を指定する。

8 講習の実施方法

(1) 学級編成

- ア 講習は、受講者が受けようとする運転免許の種類に応じ、四輪車学級又は二輪車学級を編成して行う。
- イ 1学級の人員は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とし、1グループについて、講習指導員1人が担当するとともに、補助者は1学級に1人を充てることを原則とする。
- ウ 1回の受講人員は、9人以下とし、四輪車学級と二輪車学級に対する講習を同時に行わないものとする。

(2) 講習内容

- ア 講習の内容は、受講者の受けようとする運転免許の種類に応じ、運転適性診断、この結果に基づく危険予知知識などの講義及び安全運転行動に関するカウンセリングとする。
- イ 運転適性診断に使用する車両は、四輪車により指導すべき受講者にあつてはマニュアル式又はオートマチック式で補助ブレーキ等の装置を有する普通自動車とし、二輪車により指導すべき受講者にあつてはマニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は原動機付自転車とする。ただし、身体に障害がある者は、自らの運転のために改造した車両を使用することができる。
- ウ 講習の実施要領は、主管課長が別に定める。

9 講習終了後の措置

(1) 取消処分者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）の作成

- ア 終了証明書は、交付番号、交付年月日、住所、氏名、生年月日を記載し、貼り付けられた写真には山口県公安委員会の公印を押印する。この場合において、押印は、刻印で契印する。
- イ 終了証明書の交付番号は、暦年ごとの一連番号とする。
- ウ 終了証明書を発行したときは、副本を作成するとともに、取消処分者

講習終了証明書受払簿（別記第2号様式）に必要事項を記載する。

エ 誤記した終了証明書は、講習責任者が責任をもって処分する。

オ 再交付に係る終了証明書及びその副本は、右上部欄外に「再交付」と朱書きする。

(2) 受講済登録の確認

講習責任者は、訓令第10条の規定により警察庁情報処理センターの電子計算機に登録を行い、出力された情報に基づき、受講済登録が正確になされていることを確認する。

(3) 講習結果の報告

講習責任者は、講習を実施した都度、取消処分者講習実施結果報告書（別記第3号様式）を作成し、申出書を添付して主管課長に報告する。

10 備付簿冊の整理

主管課長は、次の簿冊を整理し、(1)及び(4)については5年間、その他のものについては1年間保存する。

- (1) 取消処分者講習受理票
- (2) 取消処分者講習申出書
- (3) 取消処分者講習終了証明書受払簿
- (4) 取消処分者講習終了証明書（副本）
- (5) 取消処分者講習実施結果報告書
- (6) 取消処分者講習再交付申請書

6 の表

日 別	受 付 時 間	講 習 時 間	
第1日	8 : 3 0 ~ 8 : 5 0	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	7 時 間
第2日	_____	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0	6 時 間

